

## 令和5年度 就学援助制度についてのお知らせ

内灘町では、経済的な理由でお困りの方に対して学用品費・学校給食費など、学校にかかる費用の一部を援助いたします。援助を希望される方は、このお知らせをお読みのうえ、申請してください。昨年度認定されていた方で、引き続き援助を希望される方も、毎年度申請が必要です。

新入学学用品費の入学前支給を受けられた方も、入学後の就学援助を希望される場合は申請が必要です。

### 1 援助の対象となる方

内灘町内の小・中学校に在学している児童生徒の保護者のうち下記1～8のいずれかの認定基準に該当する方  
【所得額による認定】

認定基準			申請に必要な提出書類（写し）
1. 収入が少なく、経済的に余裕がない （令和4年分の所得を確認します） 所得額…給与所得者は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」。事業所得者は、収入から必要経費を差し引いた後の金額。 《所得の目安》 下記は目安のため、年齢等で上限額が変動します。			令和5年1月1日現在において内灘町民であった方 →所得にかかる添付書類は不要  令和5年1月1日現在において内灘町民ではなかった方 →下記の（ア）（イ）（ウ）のいずれかの書類 ※ご家族のうち、内灘町民ではなかった方全員分 （ア）令和4年分の源泉徴収票の写しまたは勤務先の給与証明書 （イ）令和4年分の所得税確定申告書または令和5年度の市町村民税申告書 （ウ）令和5年1月1日現在の住所地で発行される令和4年分の所得証明書 ※申請締切までに発行されない場合は、「就学援助申請書」を先に提出し、所得証明書は後日提出ください。
世帯	構成	所得上限額 ※全員の合計所得額	
3人	父、母、小学生	260万円程度	
4人	父、母、中学生、小学生	320万円程度	
5人	父、母、中学生、小学生、未就学児	350万円程度	
6人	父、母、中学生、小学生、祖父、祖母	390万円程度	

### 【その他】

認定基準	申請に必要な提出書類（写し）
2. 生活保護を停止または廃止された方	生活保護停止通知書、または生活保護廃止通知書
3. 町民税が非課税、または減免された方 （同じ住所に住む人全員が該当する場合のみ）	非課税の場合…1月1日現在に内灘町民でない場合は非課税証明書 減免の場合…町税の減免税額決定通知書
4. 個人事業税を減免された方	個人事業税減免決定通知書
5. 固定資産税を減免された方（新築軽減は除く）	町税の減免税額決定通知書
6. 国民年金保険料を免除された方	国民年金保険料免除申請承認通知書
7. 国民健康保険税を減免された方	国民健康保険税減免税額決定通知書
8. 児童扶養手当を受給されている方	児童扶養手当証書

※2～7は、前年度または今年度において該当する方、8は、申請時において該当する方が援助の対象です。

## 2 申請手続き

提出書類：①「令和5年度 就学援助申請書」

②裏面「1 援助の対象となる方」に記載の、認定基準ごとに必要な書類

③通帳の「振込先銀行・支店・口座番号・口座名義」が確認できる部分の写し

※その他、必要に応じて審査に必要となる書類の提出を求めています。

提出期限：**令和5年5月12日（金）締切**

※締切を過ぎた場合も、令和6年2月29日（木）まで随時申請を受け付けています。この場合、申請した翌月分から支給対象となります。

提出先：内灘町教育委員会学校教育課（内灘町役場3階） ※学校には提出できません。

認定結果：7月中旬に保護者あてに通知します。

## 3 援助の内容

8月末、11月末、2月末に原則として申請者（保護者）の振込口座に支給します。

学校給食費や学納金に滞納がある場合は、支給額から滞納額を差し引いた額を支給します。

※生活保護（教育扶助）を受けている場合は、修学旅行費のみを支給の対象とします。

援助項目	支給額
学校給食費	保護者が負担する費用の8割程度
学用品費	小学生：11,630円、中学生：22,730円
通学用品費	小学生・中学生：2,270円 <u>小学1年生、中学1年生は除きます。</u>
新入学児童生徒学用品費	小学1年生：54,060円、中学1年生：63,000円 <u>入学前に支給を受けた小学1年生及び中学1年生は除きますが、中学1年生は差額がありますので、差額3,000円を支給します。</u>
校外活動費	実際にかかった交通費、見学料等の一部 <u>小学6年生、中学3年生は除きます。</u>
修学旅行費	実際にかかった交通費、宿泊費、見学料等の一部 <u>小学6年生、中学3年生で修学旅行に参加した方</u>
卒業アルバム購入費	実費 <u>小学6年生、中学3年生で卒業アルバムを購入された方</u>
日本スポーツ振興センター共済掛金	小学生・中学生：460円

## 4 申請に関する注意事項

- ・児童生徒2人以上の申請をする場合、保護者1名につき1枚の申請書となります。
- ・令和5年1月1日現在の住所と申請時の住所が異なる場合、必ず前住所も記入してください。
- ・「家族の状況」は、児童生徒と同一住所の方全員（世帯分離している方も含む）を記入してください。また、住民票の住所が別でも、同居している方がいる場合は、その方についても記入してください。
- ・金融機関名は申請者本人名義（会社名等肩書の付かないもの）の口座を記入してください。
- ・所得の申告をしていない場合は就学援助の対象になりません。至急、税務署または令和5年1月1日にお住まいの市町村に申告してください。
- ・申請後、住所、家族構成等が変わった時は、再申請が必要です。下記まで必ずご連絡ください。
- ・虚偽の申請をした場合や、援助費を目的外に使用した場合、認定を取り消し、すでに支給した援助費の返還を求めています。

**お問い合わせ・申請書提出先 窓口受付時間：月～金（土日祝閉庁）8：30～17：15**

内灘町教育委員会学校教育課 〒920-0292 内灘町字大学1丁目2番地1 内灘町役場3階  
TEL (076) 286-6717 FAX (076) 286-6714

※窓口受付時間内に来られない場合、お電話にてご相談ください